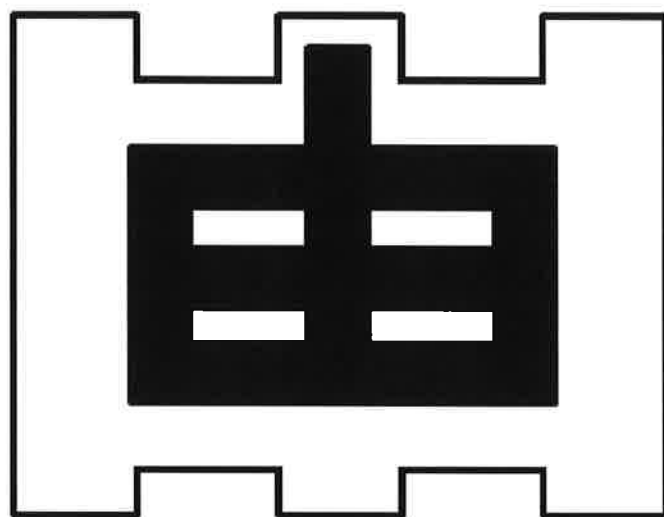


# 由宇中学校いじめ防止基本方針



平成31年4月

岩国市立由宇中学校

## 1 いじめの定義

## 2 いじめの構造

## 3 いじめゼロにむけて

- (1) いじめの未然防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめの早期対応
- (4) いじめ解決に向けた具体的な取組

## 4 いじめへの対応

- (1) 事実の確認
- (2) 対応の計画
- (3) 学校と家庭(被害生徒)との連携
- (4) 校内の体制づくり
- (5) 対応と再発防止

◆犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について

## 5 岩国市立由宇中学校いじめ対策会議

- (1) 設置目的
- (2) 構成員
- (3) 開催計画

## 6 重大事態発生時の対応 概要フロー図

- (1) 重大事態の判断
- (2) 重大事態の報告及び対応

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人的関係を指す。
- ※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

個々の行為がいじめに当たるか否かは、表面的、形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って（当該生徒の感じる被害性に着目して）判断する。いじめの認知に当たっては、いじめ防止対策委員会が中心となって判断する。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるので、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。

具体的ないじめの様態

- ・ 冷やかしからかい、悪口や脅し文句を言われ。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ ぶつかられたりたたかれたりけられたりする（程度にかかわらず）
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ SNS 出、誹謗中傷やいやなことをされる 等

## 2 いじめの構造

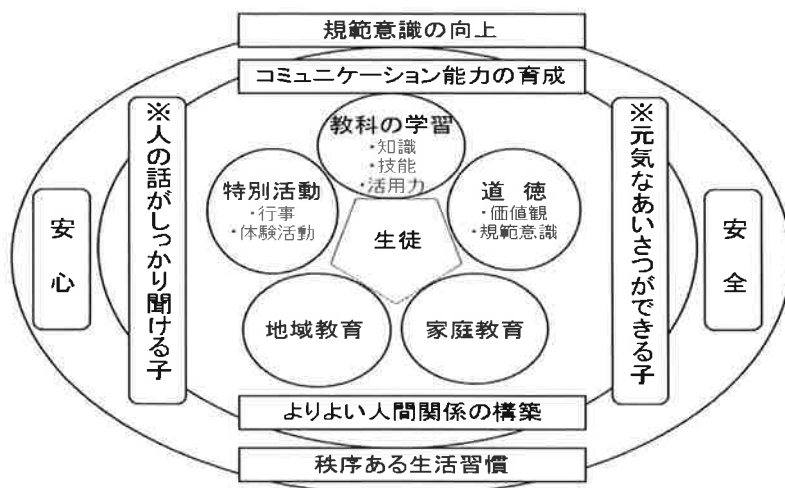


- ①被害者：いじめられている生徒。一人の場合が多い。
- ②加害者：いじている生徒。複数の場合が多い。以前、いじめられたことがあり、現在立場が逆転していることもある。
- ③観衆：はやし立てたり、面白がって見たりしている生徒。加害の中心の生徒に同調・追従し、いじめを助長する。
- ④傍観者：見て見ぬふりをする。人がいじめられているのを無視することは、いじめに直接的に荷担することではないが、加害者側には暗黙の了解と解釈され、結果的にはいじめを促進する可能性がある。

※ いじめは、「どの生徒にも起こりうる」との認識を持つことが重要である。また、仲のよい関係の中で起きることもあり、当事者は訴えることが少なく、観衆や傍観者も被害者になることを恐れて黙っている等の姿が見えてくる。このように、いじめは「いじめる生徒」「いじめられる生徒」だけの個別の問題ではなく、「集団の問題」という側面をもっている。

### 3 いじめゼロに向けて

## いじめゼロに向けての取組



※ 由宇地域協育ネット  
「基盤となる子ども像」

#### (1) いじめの未然防止

- ①学級活動や道徳で人権教育といじめの発生と内容を考える取組
- ②朝読書や給食、休憩時間、清掃活動、部活動等での教師と生徒とのふれあい活動と観察
- ③全校集会等における、いじめ(SNS等への書き込みも含む)の防止ための呼びかけ
- ④生徒と教職員のボランティア活動等の機会を利用したコミュニケーションづくり
- ⑤生徒・保護者・教職員を対象にした人権教育講演会の開催

#### (2) いじめの早期発見

- ①学級担任による生活自主ノートの確認とコメント記入(毎日)
- ②全校生徒対象の校内いじめアンケートの実施。(毎週水曜日)
- ③教育相談を充実させるためのアンケートの実施と教育相談(毎学期)
- ④学級、学年懇談での保護者との情報交換や情報共有。(連携)
- ⑤本校生徒のコミュニケーションサイト等のチェック。

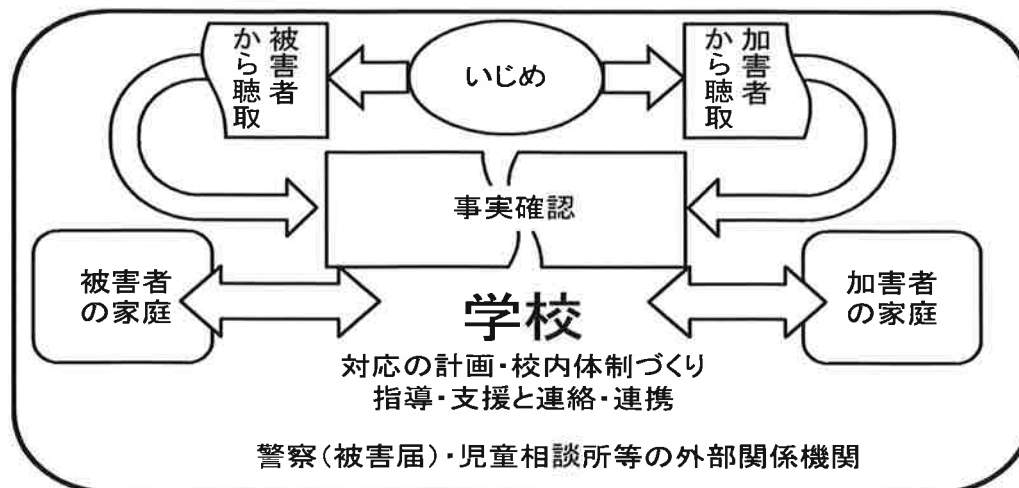
#### (3) いじめの早期対応

- ①いじめの兆しを捉える感性と問題の大小に関わらず迅速な対応
- ②いじめ等に関する研修の充実と機会をとらえての教員のいじめに対する意識の高揚
- ③校内いじめ対策会議による教師間の共通理解と指導体制の確立及び指導方法の確認
- ④学校と家庭が連携し、指導方法への理解と再発防止に向けた連携強化
- ⑤関係機関(市教委、児童相談所、地域の教育支援組織等)との連絡、連携
- ⑥不登校、いじめ等を含む総合的機能的な生徒指導体制づくり

#### (4) いじめ解決に向けた具体的な取組

- ①いじめが発覚した時点で該当生徒にいじめの実態確認  
(いつ、だれに、どこで、どんな、継続期間、対象生徒、本人の精神状態等)  
※いじめている生徒が複数の場合は、同じ時間に状況確認をすることが望ましい。
- ②関係教員からの聞き取り内容の確認と今後の支援指導体制の検討
- ③いじめられている生徒と保護者の意向と今後の見通しを教員間で共通理解する。
- ④いじめている生徒の心の成長を支援するための指導する。(個別指導と家庭との連携)
- ⑤関係教職員(S・Cを含む)と連携し、該当(双方の)生徒の心のケアと継続的な支援をする。
- ⑥家庭・地域・関係機関(市教委、児童相談所、地域の教育支援組織等)と連携し、協力体制を構築する。

## 4 いじめへの対応



### (1) 事実の確認

いつ(いつ頃)、どこで(校内・校外の場所)、だれが、だれに、何を、どうした(いじめの態様)どこから発覚(本人申し出、友人、家庭、その他)、今の状況(解消、継続、過激化、指導要請)

- ①いじめられている生徒の心情を理解し、学校は全力で守り抜くことを伝え対応にあたる。
- ②いじめの状況を具体的に把握するため、いじめられている生徒、いじめられている生徒の友人、目撃者、学級、学年、全校へと情報収集を広げていく。
- ③必要に応じてアンケート調査を実施する。
- ④いじめの実態を集約し、いじめられている生徒に確認すると同時に、解決に向けての指導、支援の方法を検討し、学校として対応することも伝える。

### (2) 対応の計画

《該当生徒の担任(部活顧問)、学年生徒指導、学年主任、生徒指導主任、教頭、校長》

- ①対応の計画立案に向けての人選をし、いじめられている生徒、いじめている生徒と関係のある教員に働きかけをする。
- ②いじめている生徒が多数の場合は、どの教員が誰から聞き取りをするかを決め、同じタイミングで事実確認をする。

### (3) 学校と家庭(いじめられている生徒)との連携

事実の説明、学校の対応と指導方針の説明、本人と保護者の意向確認、今後予想される展開、関係機関との連携について、その他進捗状況の連絡

- ①いじめられている生徒の保護者に対して、いじめの実態を調査し、いじめている生徒への聞き取りと指導を加えることの理解を得る。(学校として指導の必要性を伝える。)
- ②指導の経過や状況に関する情報を保護者と共有する。
- ③学校は全力でいじめられている生徒を守っていくことを伝える。
  - ア 生徒の小さな変化を見逃さないように細かい連絡体制を築く。
  - イ いじめられている生徒の保護者との連絡を密にして、学校の対応についての理解を得る。

### (4) 校内の体制づくり

《事案の共通理解(全教職員)と対応の計画、他の生徒への指導と再発防止》

- ①全体を集約し、対応教員の人選、進捗状況の確認と報告、報告書の作成、関係機関との連携。
- ②いじめに関係した生徒に直接対応する教員は本人の現状を理解し、原因や精神状態を考慮し、正しい情報を引き出す対応を心がける。(人権尊重、親の心情に配慮)
- ③関係生徒へ直接対応しない教員は、学級や教科、分掌等のサポート。他の生徒への再発防止の呼びかけ等を行う。(全校・学年集会や校内巡回)

## (5) 対応と再発防止

### ①いじめられている生徒への対応

- ア いじめている生徒から聴取したいじめの実態を確認し、事実の把握をする。
- イ 学校の指導・支援の方針を伝え、いじめられている生徒の意向を確認する。
- ウ 再発防止に向けての取組を伝える。
- エ 経過観察や定期相談等を行う。

### ②いじめている生徒への対応

- ア いじめは絶対許されないことを指導する。
- イ いじめは相手の心を深く傷つける行為であり、絶対に許されない行為であることを理解させ、謝罪をさせる。
- ウ いじめの様態が犯罪行為(※別表)に抵触していないか判断する。
- エ 家庭に対し、いじめの事実と本人の反省の状態を連絡し、学校の対応への理解を求める。
- オ いじめられている生徒への謝罪を含め保護者同士で連絡を取ることを促す。
- カ 再発防止に向けて協力を求める。

### ③他の生徒への対応

- ア いじめについての意識を高め、自分の行為や周りの仲間の言動に配慮できるはたらきかけを行う。
- イ 道徳や学活でいじめの事例や人権に関する内容を取り扱う。
- ウ 定期的ないじめアンケートの実施や教育相談の充実

### ④関係機関との連携

- ア 犯罪性の高い事案は、警察と対応の仕方を協議していく。

## (6) いじめの解消

次の2点に照らし合わせて、解消しているかどうかを判断する。解消に至っていない段階では、いじめられている生徒を徹底的に守り通すための支援をいじめ防止対策会議を中心に継続する。

### ①いじめに関わる行為が止んでいる状態が相当の期間(3ヶ月を目安とする)継続していること。

ただし、被害の重大性等からさらに長期間が必要と判断される場合は、適切に期間を設定する。

### ②いじめられている生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめられている生徒と保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて、面談等により確認する。

## ◆犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について

【通知】文部科学省大臣官房長(子ども安全対策支援室長)・初等中等教育局長通知より抜粋H24.11.2

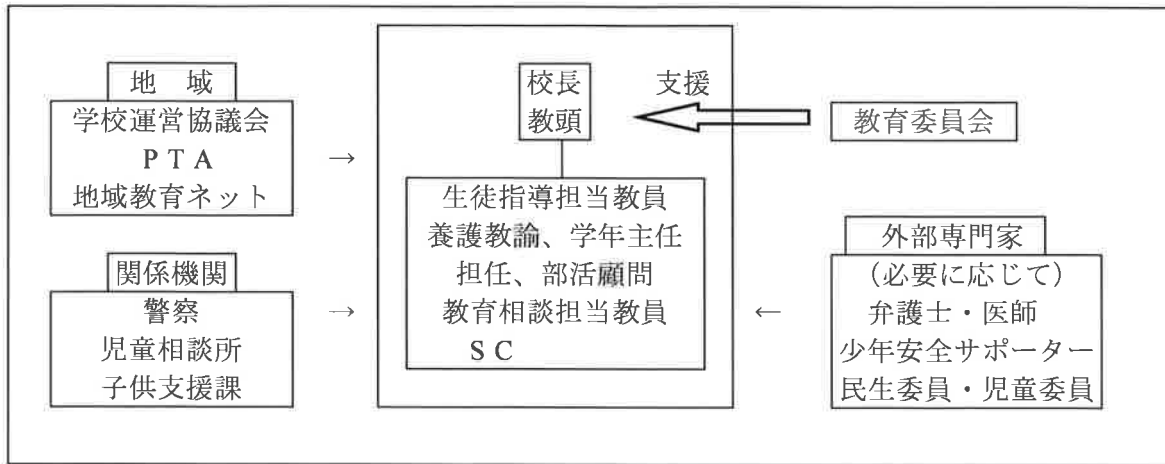
学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要であること。

- 1 児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要である。
- 2 児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに通報することが必要であること。
- 3 学校内で犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為があった場合の対応について、日頃から保護者に周知し、理解を得ておくことが重要であること。

※別表 いじめが抵触する可能性がある刑罰法規の例

刑 法	事 例
暴行(刑法第208条)	プロレスと称して同級生に殴る、蹴るの暴力をふるった。
恐喝(刑法第249条)	因縁をつけた上で、現金等を巻き上げた。
傷害(刑法第204条)	顔面を殴打し鼻骨骨折等のケガを負わせた。
強要(刑法第223条)	コンビニで万引きさせた。家の現金を持ち出させた。
窃盗(刑法第235条)	カバン等の所持品を盗んだ。万引きをやらせた。
器物損壊等(刑法第261条)	携帯電話を故意に破損させた。教科書やノートを破いた。
強制わいせつ(刑法第176条)	無理矢理に服を脱がせて裸にした。

## 5 岩国市立由宇中学校いじめ防止対策会議



### (1) 役割

- ①本校のいじめ対策の中核となり、「いじめ防止基本方針」に基づく「いじめ防止」「いじめ対応」等に係る取組をPDC Aサイクルにより検証し、より実効性のある取組となるよう恒常的に改善を図る。
- ②学校で発生したいじめについて、適切かつ計画的に対応するためのチームとして機能する。
- ③重大事態発生時には、教育委員会の指導・助言のもと、調査を行う。

### (2) 構成員

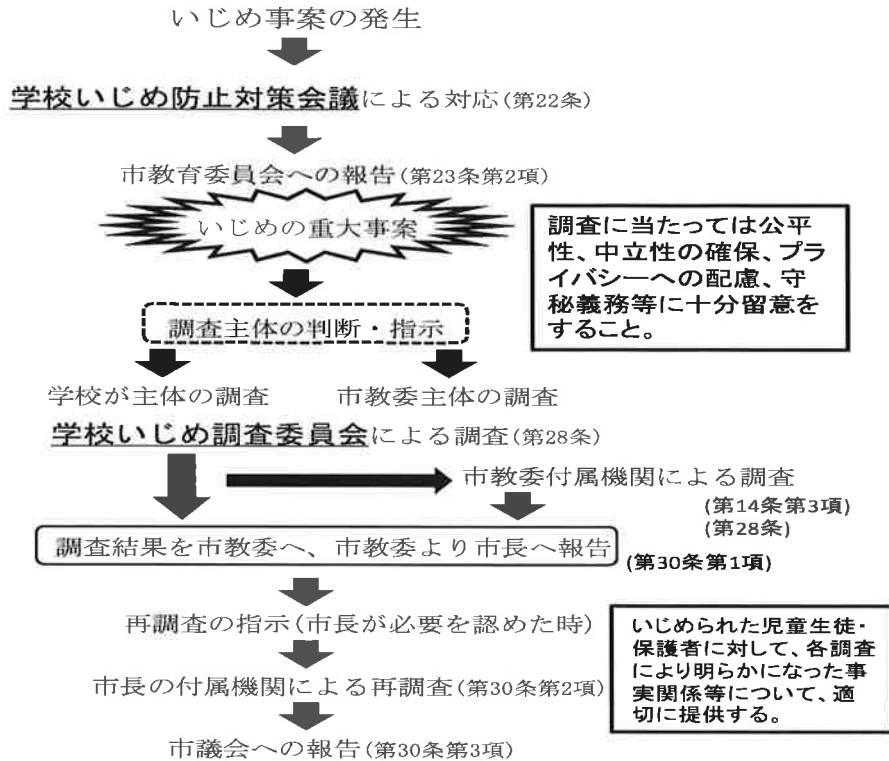
校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭を中心とし、必要に応じて教務主任、学年主任、学級担任、部活動担当等を加えて組織する。

### (3) 開催計画

年度初め・・・いじめ防止対策基本方針の確認、組織構成員の確認

- 1 学 期・・・いじめ防止に向けての取組状況の検証。保護者への啓発活動
  - 2 学 期・・・いじめ防止アンケートの様式の検討と改善
  - 3 学 期・・・年度末のいじめの状況、いじめ防止に向けた取組内容の反省と課題についての協議
- ※いじめの発生時は、必要に応じて構成員を招集し対応にあたる。

## 6 重大事態発生時の対応 概要フロー図



### 1. 重大事態の判断

重大事態とは、以下の場合をいう。

- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項）
- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第2項）

※「生命、心身または財産に重大な被害」とは、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断することとし、次のようなケースが想定される。

- ▼生徒が自殺を企図した場合
- ▼身体に重大な傷害を負った場合
- ▼金品等の重大な被害を被った場合
- ▼精神性の疾患を発症した場合

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

### 2. 重大事態の報告及び対応

当該事案が重大事態であると判断したときには、速やかに教育委員会に報告し、教育委員会の指導助言・支援のもとに適切に対応する。